されているサシバ、セイタカシギ、コアジサシ等が確認されている。オオタカについては、営巣が確認されていることから、クマタカについては、営巣は確認されていないが、営巣し繁殖する可能性があることなどから、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて適切な保全措置を講じることとしている。ハヤブサ及びサシバについては、営巣は確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。セイタカシギ、コアジサシについては、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ及びミズマツバ、準絶滅危惧として掲載されているウスゲチョウジタデ、ミゾコウジュ、カワヂシャ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が４箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本地域と山梨県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より東側を通過するルート案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、支障物件は多いものの、取得必要面積が少ないこと、トンネル及び橋梁の総延長が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本地域と山梨県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備し、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、山梨県知事を会長とする中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山梨県西八代郡市川三郷町役場

告　示

国会関係

平成25年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成25年６月19日　　人事院事務総長　尾西　雅博

１　試験の名称　平成25年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）

２　試験の区分　護衛官及び護衛官（社会人）

３　対象官職　係員の官職のうち、皇宮護衛官の官職

４　給与　この試験に合格し、採用された者が「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合の俸給月額は、原則として下記のとおりである。（平成26年３月31日までの間は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、俸給月額に100分の4.77を乗じて得た額を減じて支給される。）

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸給月額）
護衛官	公安職俸給表㈠	１級３号俸　161,500円
護衛官（社会人）	公安職俸給表㈠	１級３号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定される。

なお、このほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。

５　受験資格

⑴　試験の区分「護衛官」

ア　平成25年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して５年を経過していない者及び平成26年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

イ　人事院がアに掲げる者に準ずると認める者

⑵　試験の区分「護衛官（社会人）」

昭和48年４月２日以降に生まれた者（⑴アに規定する期間が経過した者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。）

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

６　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び作文試験（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

⑵　試験の実施日　平成25年９月29日（日）

⑶　試験地　札幌市、多賀城市、東京都、大阪市及び福岡市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成25年10月16日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は10⑴①に掲げる。）（以下「人事院事務総局等」という。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

７　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成25年10月28日（月）から11月１日（金）までの間の指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、京都市及び福岡市